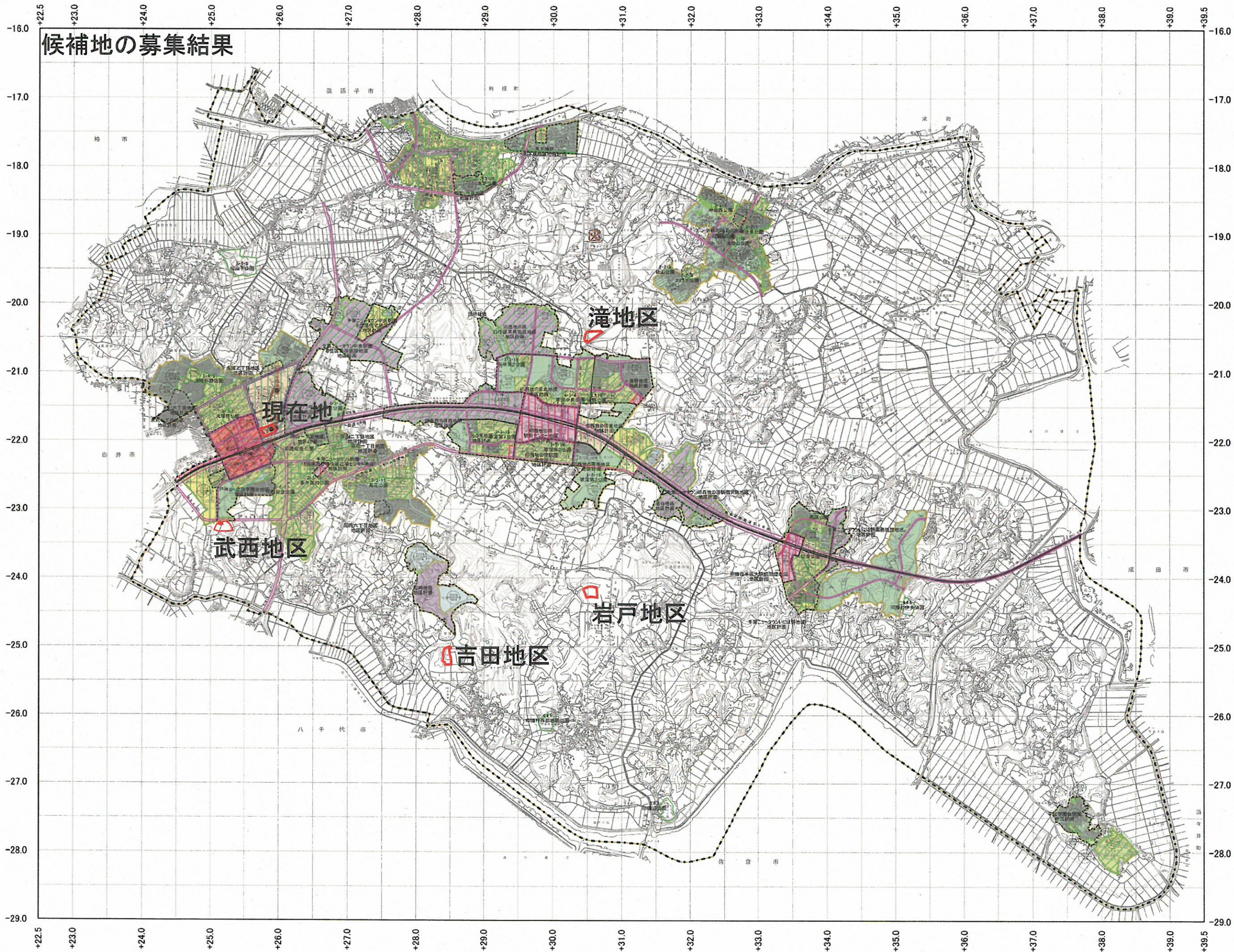


候補地の募集結果



1:50,000

0 250 500 750 1,000 (m)



凡 例	
記号	説明
(Red square)	現在地
(Green square)	滝地区
(Purple square)	武西地区
(Blue square)	岩戸地区
(Orange square)	吉田地区
(Yellow square)	第一種市街地
(Light green square)	第二種市街地
(Light blue square)	第三種市街地
(Light purple square)	第一種低層住居専用地域
(Light orange square)	第二種低層住居専用地域
(Light green square)	第三種低層住居専用地域
(Light blue square)	第一種中高層住居専用地域
(Light orange square)	第二種中高層住居専用地域
(Light green square)	第三種中高層住居専用地域
(Light purple square)	第一種住居地域
(Light orange square)	第二種住居地域
(Light green square)	第三種住居地域
(Light blue square)	第一種産業地域
(Light orange square)	第二種産業地域
(Light green square)	第三種産業地域
(Light purple square)	第一種遊園地域
(Light orange square)	第二種遊園地域
(Light green square)	第三種遊園地域
(Light blue square)	第一種緑地
(Light orange square)	第二種緑地
(Light green square)	第三種緑地
(Light purple square)	第一種公園緑地
(Light orange square)	第二種公園緑地
(Light green square)	第三種公園緑地
(Light blue square)	第一種河川
(Light orange square)	第二種河川
(Light green square)	第三種河川
(Light purple square)	第一種池田
(Light orange square)	第二種池田
(Light green square)	第三種池田
(Light blue square)	第一種農地
(Light orange square)	第二種農地
(Light green square)	第三種農地
(Light purple square)	第一種森林
(Light orange square)	第二種森林
(Light green square)	第三種森林
(Light blue square)	第一種雑種
(Light orange square)	第二種雑種
(Light green square)	第三種雑種

次期中間処理施設整備事業 これまでの経緯

時期		経緯
昭和61年度	4月	印西クリーンセンター稼働開始（1・2号炉、粗大ごみ処理施設）
平成5年度	4月	温水センター運営開始
平成8年度	4月	地域冷暖房システムへの余熱（蒸気）供給開始
平成10年度	3月	3号焼却炉増設工事竣工
平成11年度	6月	印西地区一般廃棄物最終処分場業務開始
平成20年度	12月	現在地内の建替用地（テニスコート部）での次期施設整備を正副管理者に説明する。
	12～1月	組合議会及び関係市町村議会から、現在地ありきではなく、他の場所も検討すべきとの意見が示される。
平成21年度	6月	次期中間処理施設整備検討委員会を設置する。
	9月	検討委員会が組合関係市町村へ比較検討地の抽出を依頼する。
	11月	組合関係市町村より5箇所が抽出され、現在地を加えた計6箇所を比較検討地とする。
	3月	市町村合併により組合関係市町が印西市、白井市及び栄町の3団体となる。
平成22年度	4月	検討委員会が、比較検討地における評点合計の上位3箇所を管理者へ報告する。
	4月	正副管理者会議にて、上位3箇所を候補地とすることで決定する。
	5月	上位3箇所の立地市である印西市に所見を求める。
	11月	印西市より、上位3箇所のうち9住区又は現在地が望ましいとの回答がある。
平成23年度	5月	正副管理者会議にて、9住区がより望ましいと合意し、建設予定地として決定する。
	7～1月	建設予定地を9住区とした住民説明会を計11回開催する。
平成24年度	7月	印西市長選挙（板倉新印西市長）
	8月	板倉新印西市長が管理者に就任
	11月	印西市長から管理者へ、「現計画の白紙撤回」が申し入れされる。
	2月	次期中間処理施設整備事業用地検討委員会を設置する。
平成25年度	4月	用地検討委員会の第1回会議を開催する。（平成25年度は計9回の会議を開催）
	12月	用地検討委員会が候補地選定方法に関する中間答申書を管理者へ提出する。
	1～3月	候補地を広く募集する。（6箇所の応募を受理）

募集要項

印西クリーンセンター次期中間処理施設の候補地を募集します

土地所有者の皆さま

印西市・白井市・栄町住民の皆さま

印西地区環境整備事業組合次期中間処理施設整備事業
用地検討委員会 委員長 寺嶋 均

印西市・白井市・栄町で構成する印西地区環境整備事業組合では、「ごみ処理施設」である印西クリーンセンターを昭和61年から稼働開始し、今年で28年目を迎えました。

これまで、事故や公害などの問題が生じることもなく、安定・安全な操業を継続してきましたが、施設の老朽化に伴い、次期中間処理施設（新たなごみ焼却施設及びリサイクルセンター）の整備事業を進めています。

次期中間処理施設を整備する候補地の選定にあたりましては、住民の皆さまのご意見を反映させ、積極的な情報公開を行うなど、透明性と公平性が強く求められていることから、公募等により選任された住民（11名）と学識経験者（4名）の計15名で構成される「次期中間処理施設整備事業用地検討委員会」が設置されました。

検討委員会での協議内容等は、逐次情報を公開するとともに、住民の皆さまのご意見等を申し受け、会議での協議事項の参考としてまいりました。

ごみ処理施設は、皆さまの生活に必要な不可欠な施設であるにもかかわらず、未だにごみ処理という一面だけで迷惑施設と考えられる方々もおり、建設候補地の地元合意形成を図ることは容易ではありません。

最新のごみ焼却施設は、高度な燃焼技術と徹底した排ガス処理などにより、環境負荷の低減が図られるとともに、安全性にも十分配慮された施設です。また、単にごみを焼却処理するだけでなく、焼却の際に発生する熱エネルギーを活用する発電施設であり、環境学習にも活用されるなど地域の特性に応じた「地域活性化」への寄与が大きく期待できる施設でもあります。

こうしたことから検討委員会では、皆さまのご協力を得て次期中間処理施設の整備を進めるため、候補地を広く募集することといたしました。

次期中間処理施設の整備は、印西市・白井市・栄町にとって重要かつ喫緊の課題であることをご理解の上、ご協力くださいますようお願いいたします。

1) 施設整備基本方針

施設整備の基本方針は以下のとおりです。また、具体的な施設の内容は、建設候補地が決定した後に、用地の特性を考慮して計画します。

(1) 市町の一般廃棄物処理システムを通じた3R推進

廃棄物を最大限循環活用できる施設とし、加えて廃棄物の地域特性を考慮、また最新技術を導入した環境負荷の低減及び環境学習・福祉等の向上にも効果がある施設を整備します。

(2) 地域住民等の理解と協力の確保

情報発信拠点の役割を兼ねる施設とし、環境に関する情報の他、地域住民や事業者の理解と協力を得られる情報を提供する施設を整備します。また、整備・運営に当たっては、住民参加を重視して行います。

(3) 長期的な視野に立った廃棄物処理システムの改善

30年間の安全稼働・安定処理を見据え、最適な施設整備と維持管理方法を調査研究していくことと合わせ、経済性を考慮した廃棄物処理システムを構築します。

(4) 地球温暖化防止及び省エネルギー・創エネルギーへの取り組みにも配慮した廃棄物処理施設の整備

ごみの持つエネルギーを最大限有効に活用できる施設とし、高効率な発電や地域特性に応じた熱供給などによる地域還元に取り組みます。

(5) 災害対策の強化

大規模災害時にも稼働を確保しその役割を継続できる強固な施設とし、災害廃棄物の処理を考慮した一定程度の余裕をもった能力、ストックヤードの整備などによる防災拠点化を目指します。

(6) 廃棄物処理施設整備にかかる工事の入札及び契約の適正化

入札・契約に際し、総合評価方式^{※1}を導入し、透明性の確保・競争性の向上に努めます。

※1 総合評価方式

価格と価格以外の要素として、維持管理費を含む総合的なコスト削減、廃棄物処理施設の性能・機能の向上、資源循環、エネルギー回収、CO₂対策等の社会的要請への対応等の事項を含めて総合評価して落札者を決定する方式。

2) 施設整備における重要な事項

(1) 公害防止に関わること

現印西クリーンセンターにおける公害防止基準以上に対応できる設備を備えたものとし、施設整備時の直近の先進施設事例を十分に参考とした環境影響抑制効果のあるものとし、ます。

(2) 施設の性能及び役割に関わること

- ①環境負荷の低減等廃棄物の適正処理の確保はもちろん、その循環利用を十分に行える施設とするため地域特性と近隣市等の処理実績を踏まえ、最新技術を導入した施設整備とします。
- ②安全操業と安定稼働が確保される強靱な一般廃棄物処理システムの構築を旨とし、大規模災害時も処理が継続される施設とすると同時に、地区の防災拠点としても機能しうる施設とします。
- ③廃棄物処理だけでなく広く環境に係る情報発信拠点の機能及び環境学習にも効果がある施設とします。

(3) 事業方式に関わること

建設から運営までを含めて民間事業者へ委託する事業方式(PFI^{※1}、DBO^{※2}、包括的運営管理委託^{※3}など)の採用を積極的に検討し、民間の資金、経営能力、技術的能力を活用した効率的かつ経済的な公共サービスの提供を目指します。

(4) 住民参加に関わること

地域住民にとって親しみのある廃棄物処理施設となるよう、透明性・公平性を確保し、環境汚染への懸念を払拭し、かつ事業主体への信頼を得られるよう、施設整備から運営のすべての段階において住民参加の機会を設け、地域住民とともに計画・管理していきます。

※1 PFI (Private Finance Initiative)

民間事業者の経営上のノウハウや技術的能力を活用し、事業全体のリスク管理が効果的に行われることや、設計・建設・維持管理・運営の全部又は一部を一体的に扱うことによる事業コストの削減が期待できる。

※2 DBO (Design Build Operate)

PFI方式の一つのパターンであり、民間事業者が施設設計(Design)、施設を建設(Build)、施設を維持管理・運営(Operate)を行う。ただし公共が資金調達を行い、設計・建設に関与し、施設を所有する。

※3 包括的運営管理委託

施設の運転方法など詳細については、民間事業者の裁量に任せることとして、運営・消耗品の調達・施設の整備などを単年度ではなく、長期的に包括的に委託する方式。

3) 整備する施設の概要

(1) 整備する施設の種類の

高効率ごみ発電施設としてのごみ焼却施設及びリサイクルセンターとします。

(2) 整備する施設規模の見込み

	現中間処理施設 (印西クリーンセンター)	次期中間処理施設
ごみ焼却施設の規模	300t/日	156t/日程度
リサイクルセンターの規模	50t/日	15t/日程度

※各施設の規模は、印西地区ごみ処理基本計画検討委員会が推計した平成40年度における減量目標ごみ量を基に見込んでいますが、実際の整備に当たっては施設整備時の直近の実績処理量及び将来推計ごみ量を基に最終調整します。

※ごみ焼却施設は24時間連続運転、リサイクルセンターは1日5時間運転を想定しています。

(3) 施設概要

①ごみ焼却施設

可燃ごみの受け入れ設備、燃焼設備、排ガス処理設備、熱回収設備、排水処理設備、灰出し設備、発電設備、計装設備、通風設備運転制御室等

②リサイクルセンター

不燃ごみや粗大ごみの受け入れ設備、破碎・選別処理、貯留設備、運転制御室等

③管理プラザ

管理及び環境に関する学習や啓発を行うプラザ

※地域活性化へ寄与する地域振興については、建設候補地の決定後に周辺住民の皆さまと協議してまいります。

4) 募集要項

(1) 応募条件

土地所有者（個人及び法人等）または、町内会・自治会等の会長が応募できます。

- ①土地所有者が応募する場合、土地が属する町内会・自治会等の同意は必要ありません。
なお、土地所有者が複数の場合は、全員の連名により応募してください。
- ②町内会・自治会等の会長が応募する場合、土地所有者全員の同意が得られていることが条件となります。なお、土地が複数の町内会・自治会等にまたがる場合、該当する全ての町内会・自治会等の会長の連名により応募してください。

(2) 用地条件

印西市・白井市・栄町の区域内の土地で、以下の条件に適合していることとします。

- ①2.5ha(25,000㎡)程度の土地が確保できること。ただし、防災調整池が必要な場合は2.5ha以上の面積が必要となる可能性があります。また、土地形状がいびつで施設の建設・運営に著しく不適又は困難な場合は、除外されます。
- ②洪水浸水地域（市町の洪水ハザードマップにおいて注意喚起がされている地域）に指定されている土地ではないこと。
(土地の一部が洪水浸水地域であっても、原則除外されます)
- ③県立印旛手賀自然公園に指定されている土地ではないこと。
(土地の一部が県立印旛手賀自然公園であっても、除外されます)
- ④活断層を含む土地、大規模な不法投棄や土壌汚染がある土地、アクセス道路（幅員7m以上を想定）の確保が困難な土地、敷地境界の確定が困難な土地、所有権以外の各種権利の解除が困難な土地など、施設の建設・運営に著しく不適又は困難な土地ではないこと。
※現在、印西市・白井市・栄町の区域内で活断層は確認されていません。
- ⑤暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律で規定する暴力団及び暴力団員等が所有する土地、または、用地検討委員会が設置された平成25年2月7日以降に当該暴力団及び暴力団員等から所有権移転した土地ではないこと。

(3) 募集期間

平成26年1月6日～平成26年3月31日

(4) 応募書類

- ①応募申込書（応募の意志をお伝えいただいた時にお渡しします）
- ②候補地位置図

(5) 説明の実施

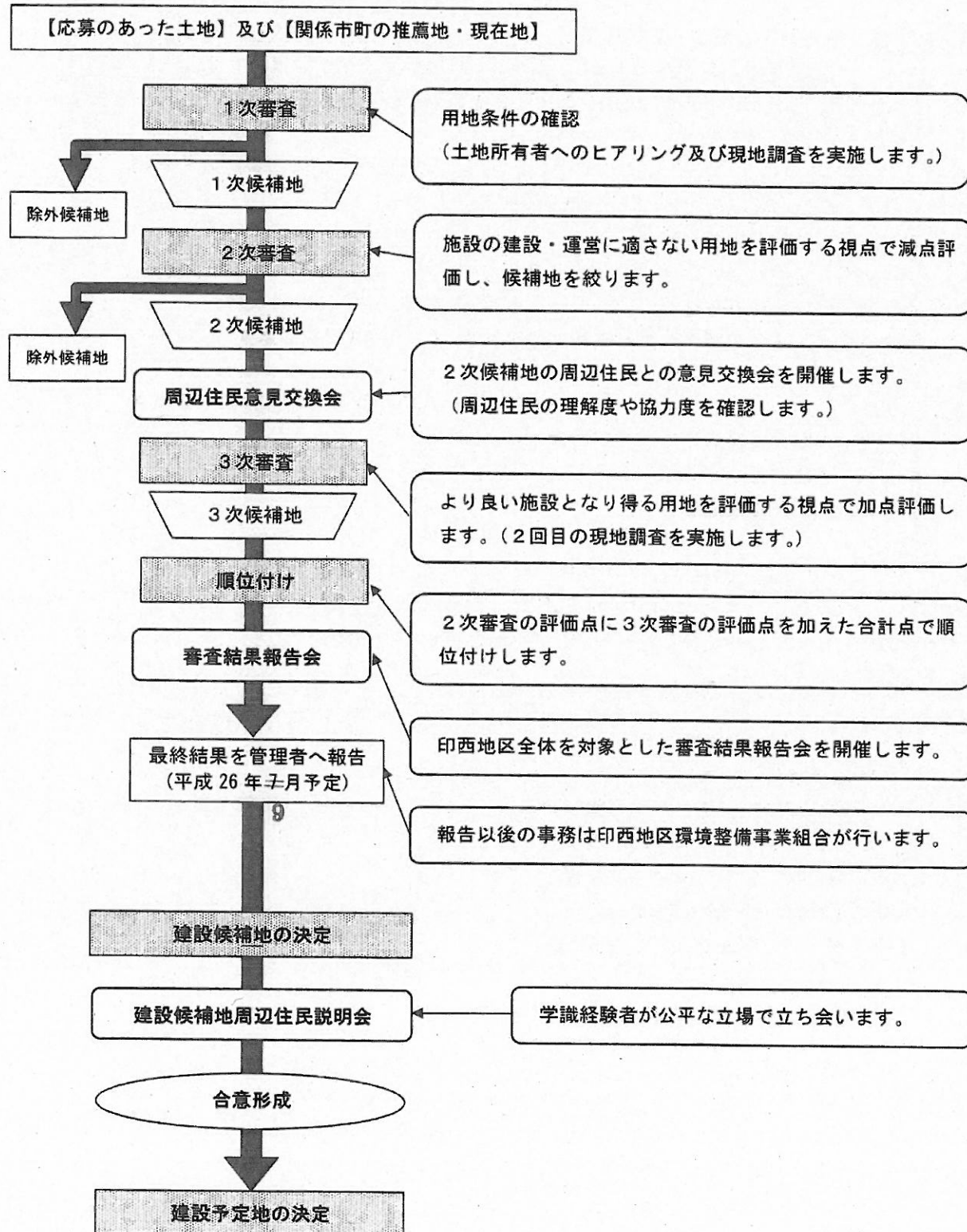
応募の検討にあたり、説明等の希望がありましたら、ご連絡をいただければ必要な対応をいたします。

(6) その他

- ①応募された方の住所・氏名等の個人情報は、用地検討委員会事務局が印西地区環境整備事業組合個人情報保護条例（平成17年10月12日条例第5号）に基づき適切に取り扱います。
- ②候補地として比較評価するにあたり、必要に応じて現地の写真撮影、不動産鑑定及びボーリング調査等を行います。また、これらの調査結果は公表します。
- ③平成26年4月上旬に、応募された土地が属する町内会・自治会等の会長に、応募があったことをお知らせします。
- ④町内会・自治会等の同意書及び同意の状況を確認できる書類が添付されている場合、後述する3次審査で評価します。なお、当該書類は、応募後であっても3次審査の前であれば提出が可能です。
- ⑤地域活性化への寄与に関するご提案があれば、3次審査で評価します。なお、当該ご提案は応募後であっても3次審査の前であれば提出が可能です。

5) 建設予定地決定までの流れ

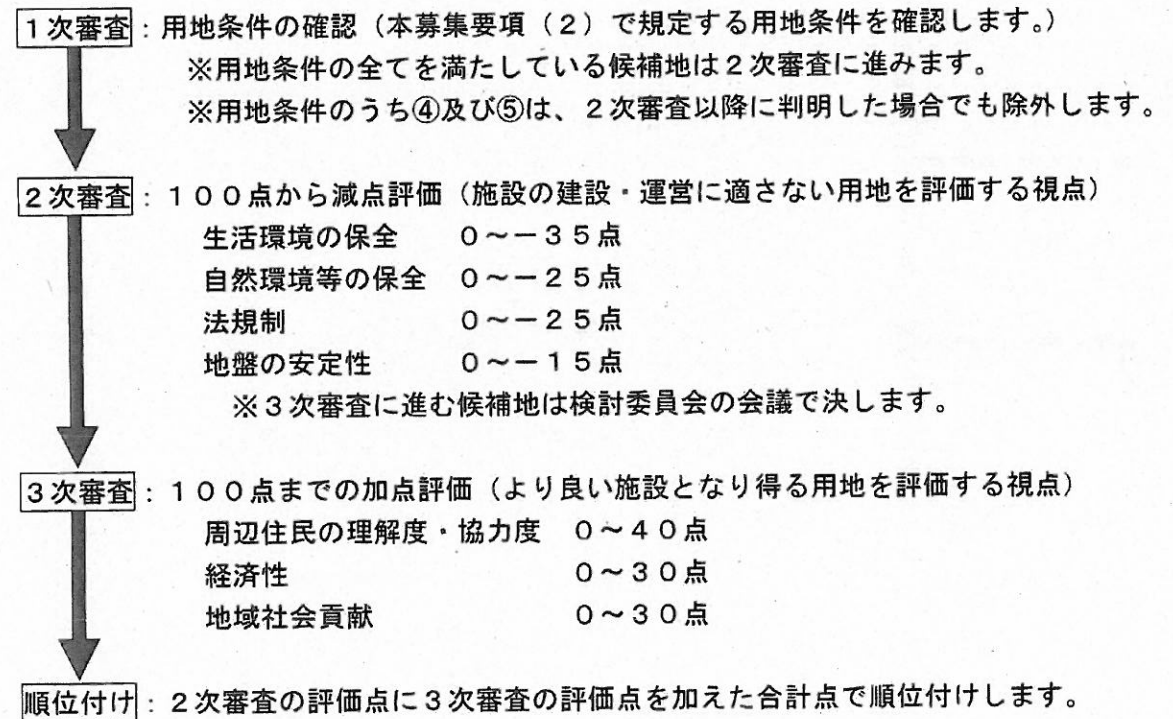
「応募のあった土地」に「関係市町の推薦地」と「現在地」を加えた全ての候補地を用地検討委員会の会議（原則として公開会議）で3段階審査し、比較評価・選定します。なお、候補地の場所は1次審査の段階で公表し、以後、各段階で審査結果を公表します。



6) 評価・選定基準の概要

評価・選定に用いる基準の概要は以下のとおりです。

なお、評価・選定に関する詳細事項は、末尾記載の組合ホームページをご覧になるか、お問い合わせください。



7) 問い合わせ・提出先

〒270-1352 千葉県印西市大塚一丁目1番地1
 印西地区環境整備事業組合 印西クリーンセンター
 次期中間処理施設整備事業用地検討委員会事務局（技術班内）（平日9時～17時）
 電話：0476-46-2734
 FAX：0476-47-1765
 E-mail：youchi@inkan-jk.or.jp
 ホームページ <http://www.inkan-jk.or.jp>

印西クリーンセンター環境測定結果

※印西地区環境整備事業組合では、印西クリーンセンターの操業にあたり、公害の発生を防止し地域住民の健康と生活環境の保全を図ることを目的として、「印西クリーンセンターの操業及び公害防止に関する協定」を周辺の34町内会等と結び、協定書の一切の事項に関してその履行を確認する場として「印西クリーンセンター環境委員会」を開催しています。

排出ガス基準（煙突出口）

※現印西クリーンセンターは、昭和61年に稼働を開始してから、煙突からの排ガスは公害防止協定値を超過したことはありません。

項目	説明	単位	法による規制値	公害防止協定値	定量下限値	測定値	次期施設基準値
ばいじん	ごみの燃焼時に発生するガスに含まれる固形物（すすや灰等）→バグフィルターで99.9%以上捕集しています。	g/N m ³ ※0℃、1気圧の状態に換算したガス1m ³ に含まれる物質の濃度を示す。	0.08 大気汚染防止法	0.03	0.001	1号炉：ND(H25.6.7) 2号炉：0.001(H25.10.21) 3号炉：0.001(H25.12.20)	現公害防止協定値の基準より厳しく設定
硫黄酸化物 (SOx)	ごみの中に含まれる硫黄分が燃焼することで発生するものですが、有害ガス除去装置の中に消石灰を噴霧して反応させ除去抑制しています。	ppm ※100万分の1を表す単位で、濃度や含有率を示す。	1900 大気汚染防止法	50	1	1号炉：6(H25.6.7) 2号炉：6(H25.10.21) 3号炉：4(H25.12.20)	現公害防止協定値の基準より厳しく設定
窒素酸化物 (NOx)	空気による燃焼過程を持つ施設では必ず発生しますが、焼却炉内に尿素水を噴霧することにより、発生を抑制しています。	ppm ※100万分の1を表す単位で、濃度や含有率を示す。	250 大気汚染防止法	120	10	1号炉：27(H25.6.7) 2号炉：52(H25.10.21) 3号炉：40(H25.12.20)	現公害防止協定値の基準より厳しく設定
塩化水素 (HCl)	ごみの中に含まれる食塩や塩化ビニル樹脂の焼却で発生し、水に溶けると塩酸になりますが、有害ガス除去装置の中に消石灰を噴霧して反応させ除去抑制しています。	ppm ※100万分の1を表す単位で、濃度や含有率を示す。	430 大気汚染防止法	80	10	1号炉：ND(H25.6.7) 2号炉：18(H25.10.21) 3号炉：13(H25.12.20)	現公害防止協定値の基準より厳しく設定
ダイオキシン類	ダイオキシン類対策特別措置法において、ポリエンカジベンゾフラン、ポリ塩化ジベンゾ・パラ・ジオキシン、コプラナ・ポリ塩化ビフェニルの3種類と定義されています。この3種類の中には更に200種類以上の化合物がありますが、その内毒性を持っている29種類の化合物をそれぞれの毒性の強さに換算し、足し合わせたものが測定値 (TEQ) となります。ダイオキシン類は800℃以上の高温による完全燃焼で分解可能であることから、現施設においては850℃以上の温度管理を徹底し、排出ガスには粉末活性炭吹込みによる吸着とバグフィルターによってろ過した後排出しています。	ng-TEQ/N m ³ ※0℃、1気圧の状態に換算したガス1m ³ の中に10億分の1g単位の毒性が含まれている濃度を示す。	1 ダイオキシン類対策特別措置法	1 (1・2号炉) 0.5 (3号炉)	—	1号炉：0.006(H25.6.7) 2号炉：0.041(H25.10.21) 3号炉：0.013(H25.12.20)	現公害防止協定値の基準より厳しく設定

※定量下限値は、ある分析法で正確に定量できる最小量・最低濃度のことをいいます。

※NDは定量下限値未満を示しています。

排出ガス中の重金属測定（調査測定）

区分	説明	単位	定量下限値	測定日		
				H25.6.7	H25.12.20	
規制値・協定値は無し (測定義務：要測定)	カルシウム	mg/N m ³ ※0℃、1気圧の状態に換算したガス1m ³ の中に含まれる物質の濃度を示す。	0.02	ND	ND	
	バナジウム		0.01	ND	ND	
	カドミウム		0.002	ND	ND	
	鉛		0.01	ND	ND	
	ひ素		0.005	ND	ND	
	全クロム		0.01	ND	ND	
	マンガン		0.01	ND	ND	
	銅		0.01	ND	ND	
	亜鉛		0.01	ND	ND	
	水銀		ダスト中	0.001	ND	ND
			ガス状	0.005	ND	ND
	シアン化水素		シアン化合物として冶金やメッキ加工で使用されており、毒物として有名な青酸カリウムがあります	0.2	ND	ND
	フッ化水素		医療外毒物に指定されていますが、フッ素加工のフライパンや人口歯の生成等にも使われています。	1.0	ND	ND
PCB	ポリ塩化ビフェニルのことで電気絶縁性や耐薬品性に優れていることから様々な場所で使用されています。加熱によりダイオキシン類に変異します。	0.01	ND	ND		

※定量下限値は、ある分析法で正確に定量できる最小量・最低濃度のことをいいます。

※NDは定量下限値未満を示しています。

印西クリーンセンター環境測定結果

※印西地区環境整備事業組合では、印西クリーンセンターの操業にあたり、公害の発生を防止し地域住民の健康と生活環境の保全を図ることを目的として、「印西クリーンセンターの操業及び公害防止に関する協定」を周辺の34町内会等と結び、協定書の一切の事項に関してその履行を確認する場として「印西クリーンセンター環境委員会」を開催しています。

騒音・振動測定（敷地境界）

※騒音はその人の心理状態や感覚、生まれ育った環境によって捉え方が異なることから、音圧が基準値を超えているものを騒音と定義しています。

振動は大型車両が通過する時の振動や大型機械が稼働している時に起こる振動等です。

当施設は騒音規制法・振動規制法に従って車両や送風機、コンプレッサーなど騒音や振動を発生させる機材が多いことから測定していますが、測定時に外部の影響も集測してしまうことがあります。

区分	単位	法による規制値	公害防止協定値	測定日 (H250712)						次期施設基準値	
				測定箇所①			測定箇所②				
				下端値	中央値	上端値	下端値	中央値	上端値		
騒音	朝6時～8時	デシベル (dB) ※音の大きさや電波の強さをデシベルで表示します。 参考) ・図書館の音の大きさが40デシベル ・一般的な会話が60デシベル ・電車内が80デシベル	50	50	39	40	41	44	44	45	現公害防止協定値の基準より厳しく設定
	昼8時～19時		55	55	45	46	47	47	47	48	現公害防止協定値の基準より厳しく設定
	夕19時～22時		50	50	45	45	46	45	46	46	現公害防止協定値の基準より厳しく設定
	夜22時～6時		45	45	39	39	40	40	41	42	現公害防止協定値の基準より厳しく設定
振動	昼8時～19時	60	60	30未満	30未満	30未満	30	35	38	現公害防止協定値の基準より厳しく設定	
	夜19時～8時	55	55	30未満	30未満	30未満	30未満	32	38	現公害防止協定値の基準より厳しく設定	

悪臭物質測定

※当施設は悪臭防止法に従って、敷地境界と排出口において生活環境を損なうおそれのある物質（特定悪臭物質）22種類のうち

主な発生源として想定されている5種類（排出口は3種類）を測定しています。

※定量下限値は、ある分析法で正確に定量できる最小量・最低濃度のことをいいます。

※NDは定量下限値未満を示しています。

①敷地境界

区分	説明	単位	法による規制値	公害防止協定値	定量下限値	測定日 (H25.8.27)		次期施設基準値	
						風下	風上		
敷地境界	アンモニア	一般的によく知られる、し尿の臭いです。（現施設では排出ガス中の窒素化合物の除去においても使用しています。）	ppm ※100万分の1を表す単位で、濃度や含有率を示す。	1	1	0.1	ND	ND	現公害防止協定値の基準より厳しく設定
	メチルメルカプタン	有機化合物が腐敗することで発生する腐った玉ねぎのような臭いです。		0.002	0.002	0.0001	ND	ND	現公害防止協定値の基準より厳しく設定
	硫化水素	下水やごみ処理施設では、不可分な存在であり、嫌気性細菌（遊離酸素がなくとも増殖できる細菌）による硫黄の還元によって発生する腐った卵のような臭いです。		0.02	0.02	0.0001	ND	0.0001	現公害防止協定値の基準より厳しく設定
	硫化メチル	海洋プランクトンが生成するジメチルスルフィドが代表的で腐ったのり、海藻またはキャベツの臭いです。		0.01	0.01	0.0001	ND	ND	現公害防止協定値の基準より厳しく設定
	トリメチルアミン	海洋魚や甲殻類の生ごみ等に含まれている腐った魚の臭いです。		0.005	0.005	0.0001	ND	ND	現公害防止協定値の基準より厳しく設定

②煙突出口

区分	説明	単位	法による規制値	公害防止協定値	定量下限値	測定日 (H25.8.27)	次期施設基準値
煙突出口	トリメチルアミン	Nm ³ /h ※温度が0℃、圧力が1気圧の状態に換算した時間当たりの気体の排出量などを表す単位	2.44	2.44	0.00003	ND	現公害防止協定値の基準より厳しく設定
	アンモニア		487.7	487.7	0.003	0.014	現公害防止協定値の基準より厳しく設定
	硫化水素		9.8	9.8	0.0003	ND	現公害防止協定値の基準より厳しく設定

③臭突出口

区分	説明	単位	法による規制値	公害防止協定値	定量下限値	測定日 (H25.8.27)	次期施設基準値
臭突出口	トリメチルアミン	Nm ³ /h ※温度が0℃、圧力が1気圧の状態に換算した時間当たりの気体の排出量などを表す単位	0.266	0.266	0.00001	ND	現公害防止協定値の基準より厳しく設定
	アンモニア		53.2	53.2	0.01	ND	現公害防止協定値の基準より厳しく設定
	硫化水素		1.06	1.06	0.0001	ND	現公害防止協定値の基準より厳しく設定

2次審査結果(第11回会議までの審議結果を踏まえた途中経過)

.....審議中の項目(6月22日に開催する第12回会議で最終決定する予定)

武西地区①の応募地は、応募者のご意向により
取り下げとなりました。(平成26年6月10日)

第11回会議で、全ての候補地を3次審査に進めることで決めています。(2次審査の段階で除外する候補地は無い)

No.	最大減点	大項目	最大減点	小項目	評価の考え方	減点							評価基準						
						岩戸地区	滝地区	武西地区①	武西地区②	吉田地区	現在地								
5	-35点	生活環境の保全	-30点	地域住民の日常生活への影響	地域住民の日常生活への影響が懸念される候補地を減点。	住宅	0点	-	-	-	-	-	300m以内に住宅がない。						
						-5点	-5	-	-5	-5	-5	-5	100m以内に住宅がなく、100m超から300m以内に住宅がある。						
						-10点	-	-10	-	-	-	-	100m以内に住宅がある。						
						学校等	0点	-	0	0	-	0	0	300m以内に「学校」、「保育所」、「図書館」のいずれもない。					
						-5点	-5	-	-	-	-	-	100m以内に「学校」、「保育所」、「図書館」のいずれもなく、100m超から300m以内に「学校」又は「保育所」又は「図書館」がある。						
						-10点	-	-	-	-10	-	-	100m以内に「学校」又は「保育所」又は「図書館」がある。						
6	-5点	地域景観への影響	0~-5点	地域景観への影響が懸念される候補地を減点。(総合的な評価)	0~-5点	-1	-3	-2	-4	-1	-2	総合的な評価に当たって想定する着目点 歴史的文化的景観、景勝地としての景観及び市街地景観等への影響 (全委員の評点平均)							
						7	-25点	自然環境等の保全	-10点	里地里山の保全	里地里山の保全への影響が懸念される候補地を減点。(総合的な評価)	0~-10点	-10	-10	-10	-7	-4	0	総合的な評価に当たって想定する着目点 森林、草原、ため池、湧水、それらと混在する農地及び行政等による保全活動等の状況 (全委員の評点平均)
						8							-5点	生物多様性の保全	貴重種が分布または猛禽類の高利用域である可能性が高い候補地を減点。	0点	-	-	-
9	-10点	地球温暖化防止	収集運搬車の排出ガス(温室効果ガス)の抑制に不利な候補地を減点。	0~-10点	-10	-9	-10	-9	-10	-9	収集運搬車による温室効果ガスの発生量が最多の候補地を「-10点」とし、他の候補地は点数を比例配分する。-10点×(当該地における温室効果ガス発生量/最多の温室効果ガス発生量)※小数点以下第1位を四捨五入し整数とする。								
10					-25点	法規制	-20点	各種規制の状況	各種の規制を受ける候補地を減点。	航空規制	0点	0	0	0	0	0	高さ制限がない。または、高さ制限があっても100m以上の煙突設置が可能。		
	-3点	-	-	-						-	-	-	高さ制限はあるが、60m以上100m未満の煙突設置が可能。						
	-5点	-	-	-						-	-	-	高さ制限により60m未満の煙突設置しか出来ない。						
	埋蔵文化財包蔵地	0点	0	0						-	-	-	0	候補地内に調査対象となる埋蔵文化財包蔵地がない。					
	-3点	-	-	-						-	-	-	-	候補地内の50%未満が調査対象となる埋蔵文化財包蔵地。					
	-5点	-	-	-5						-5	-5	-	-	候補地内の50%以上が調査対象となる埋蔵文化財包蔵地。					
	農用地区域	0点	0	0						0	0	0	0	候補地内に農用地区域がない。					
	-3点	-	-	-						-	-	-	-	候補地内の50%未満が農用地区域。					
	-5点	-	-	-						-	-	-	-	候補地内の50%以上が農用地区域。					
11	-5点	用途地域の適合	0点	都市計画法で規定する工業系及び市街化調整区域以外の用途地域を減点。	0点	0	0	0	0	0	0	準工業地域、工業地域、工業専用地域、市街化調整区域							
						-5点	-	-	-	-	-	-5	第1種及び第2種低層住居専用地域、第1種及び第2種中高層住居専用地域、第1種及び第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域						
						12	-15点	地盤の安定性	-10点	液状化予測地域	液状化が懸念される候補地を減点。	0点	0	0	0	0	0	候補地内は液状化対象外である。	
-5点	-	-	-	-	-	-5						候補地内に液状化がしやすい土地がなく、ややしやすい土地がある。							
-10点	-	-	-	-	-	-	-	候補地内に液状化がしやすい土地がある。											
13	-5点	地形の状況	0点	土砂災害が懸念される候補地を減点。	0点	0	0	0	0	0	0	候補地内に急傾斜地崩壊危険区域または土砂災害警戒区域等がない。							
						-5点	-	-	-	-	-	-	候補地内に急傾斜地崩壊危険区域または土砂災害警戒区域等がある。						
減点評価結果(最大-100)						-36	-37	-37	-55	-30	-26								
2次審査の評点順位						3	4	4	6	2	1	左記の赤字は、黄色部が最終決定した段階で変更となる可能性があります。							

次期中間処理施設（新たなごみ焼却施設

及びリサイクルセンター）についての質問・回答

Q1. なぜ建て替えが必要なのですか？

A1. ごみ処理施設の耐用年数は、概ね25年から30年と言われており、印西クリーンセンターは昭和61年に稼働を開始し、今年で29年目となりました。

毎年、各設備の定期点検、維持補修を確実にし、施設を常に良好な状態に保ち続けながら、事故や公害などの問題が生じることなく、安定・安全な操業を継続して参りましたが、焼却処理施設では、多種多様なごみを安定的に処理するための最も重要なコンピューターをはじめとした電子制御機器類の保証限界、焼却炉、ボイラーなどの主要機器の老朽化に伴い安定した操業が懸念されるため、新たな施設を整備する必要性が生じたためです。

Q2. なぜ現在地（現印西クリーンセンター）で建替えないのですか？

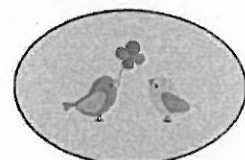
A2. 千葉ニュータウン9住区を建設予定地とした「前回計画」のご理解が得られないなか、組合の管理者から候補地を広く募集するという方針が示されました。

なお、現在地（現印西クリーンセンター）は建替用地を保有していることから、候補地の1つとして位置づけております。

Q3. どんなごみ処理施設になるのですか？

A3. 先進地の事例も参考としながら、新たに造られる焼却施設は高度な燃焼技術と徹底した排ガス処理などにより、環境負荷の低減が図られるとともに、安全性にも十分配慮された施設とします。

また、単にごみを焼却処理するだけでなく、焼却の際に発生する熱エネルギーを活用する発電施設であり、環境学習にも活用されるなど地域の特性に応じた「地域活性化」への寄与が大きく期待できる施設となります。



地域特性に応じた熱エネルギーの活用



周辺環境に配慮します。

Q4. 環境対策について、きちんと住民へ説明して欲しい

A4. 現在の「印西クリーンセンター」では、環境に関する厳しい法規制を更に厳しくした住民協定を、近隣の34の自治会等と締結し、定期的に調査測定を実施しております。

調査結果につきましては、印西クリーンセンター環境委員会へ報告するとともに組合ホームページにも掲載しております。

次期中間処理施設におきましても、「現印西クリーンセンター」における公害防止基準より厳しく設定した設備を備えたものとします。

Q5. 煙突から有害なものは出ないのですか？

A5. 煙突から出る排ガスについては、厳しい法規制をさらに厳しくした公害防止基準をクリアしておりますので、周辺環境への影響は極めて低いと考えます。

ごみ焼却施設を設置する場合には、「ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン」に基づいた対策を講じる必要があります。

燃焼時に発生するダイオキシン類の生成を抑制するため、ごみ焼却施設の燃焼温度については、850℃以上（900℃以上の維持が望ましい）、滞留時間は2秒以上としております。

また、ごみを燃焼したときに発生した排ガス（煙）にも有害物質が含まれているため、有害ガス除去装置を設置することで排ガス中に含まれる有害物質の発生も抑制・除去しております。

さらに、ろ過式集じん器（バグフィルター：高性能フィルターを使用した空気清浄機のようなもの）を通すことで、煙の中のほこりや細かいごみ（ダスト）を取り除き、排ガスをきれいな状態にして煙突から排出しております。

Q6. 煙突から白い煙が見える時があるが大丈夫なのですか？

A6. 問題はありません。

これは排ガス中の水蒸気が大気で冷やされることによって白く見えるものです。排ガスの温度は約200℃で、煙突から出て急激に冷やされると、水蒸気が水滴になり煙状に見えます。これは気温が低い日に起きやすくなります。

Q7. 騒音振動対策はどうするのですか？

A7. 騒音振動対策については、厳しい法規制を更に厳しくした公害防止基準をクリアする最新施設とし、騒音振動対策を取り入れた設備を導入するとともに、設備の配置場所についても十分検討し、騒音振動対策について、万全の体制で取り組んでいきます。

Q8. 臭気対策はどうするのですか？

A8. ごみを溜めて置く場所の臭気を含む空気は、燃焼用空気として焼却炉に吸引され、臭気物質は焼却時に熱分解・脱臭されます。

また、清掃工場出入口にはエアカーテンやドアの2重化などを設置し、臭気が清掃工場の外部に漏れないような対策を講じていきます。

Q9. ごみ収集車の通行が増えることで渋滞が起きますか？

A9. 平成25年度の実績によりますと、年間365日で換算した場合、1日（午前9時から午後4時まで）約124台のごみ収集車がクリーンセンターへごみを搬入しており1時間あたり約20台となっておりますので、大きな渋滞は起きておりません。

次期施設においても、ごみ収集車による渋滞や安全面の問題に配慮し、道路交通に影響を与えないようにしていきます。

Q10. 地域へのメリットはあるのですか？

A10. 最新のごみ処理施設は、焼却の際に発生する熱エネルギーを活用する「高効率ごみ発電施設」であり、様々な可能性を秘め「地域活性化」への寄与が大きく期待できる施設であります。

次期中間処理施設の建設に併せ、周辺住民のみなさまとの対話や協議により、地域活性化につながるような熱エネルギーの活用施設や社会資本の整備などを進めていきたいと考えております。

印西クリーンセンターマスコットキャラクター

（未来）



熱エネルギーを活用する施設など、地域活性化に関するアイデアがございましたら、意見交換会でお聞かせください。